



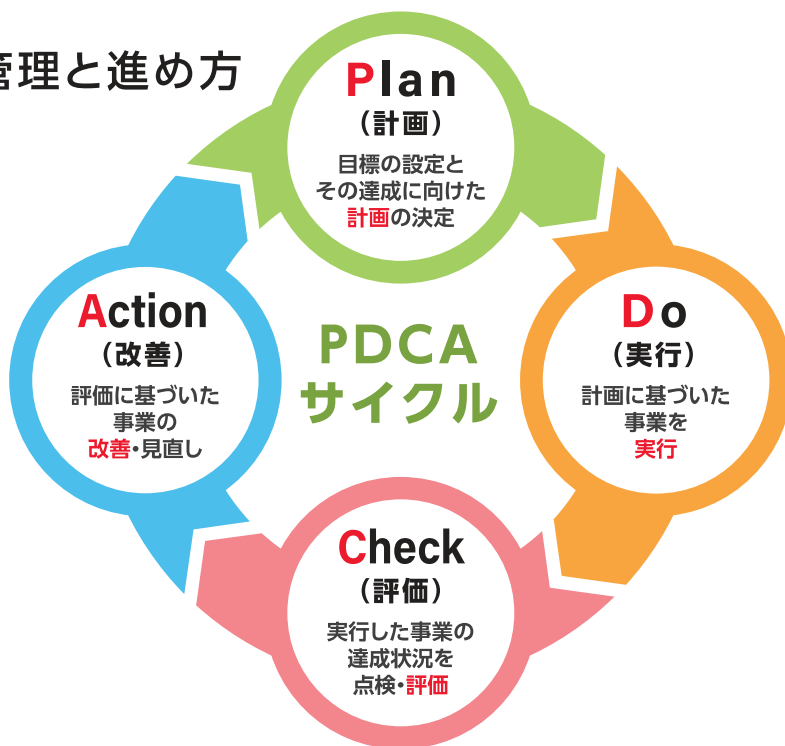
第5章

計画の進行管理と推進体制

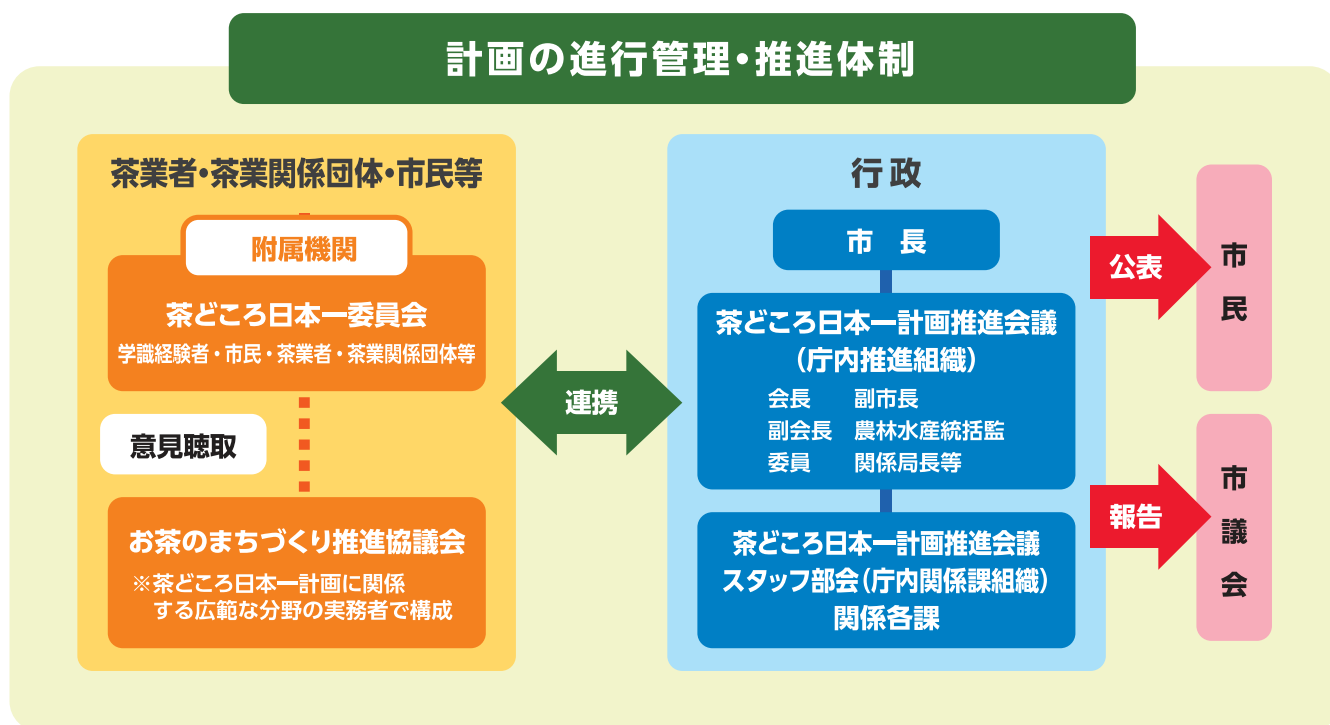
第2次計画の着実な推進に向けて、附属機関である「静岡市茶どころ日本一委員会」を中心にPDCAサイクルによる進行管理を実施していくとともに、必要に応じて、関係機関などで構成される「静岡市お茶のまちづくり推進協議会」からも意見聴取を行い、実効性のあるものとして推進していきます。

また、市民、茶業者、行政が情報を共有し、連携を強化するとともに、市民の積極的な参加も得ながら、“オール静岡”による計画の実現を目指します。

計画の進行管理と進め方



計画の進行管理・推進体制





参考資料

静岡市茶どころ日本一委員会

任期:平成30年8月から令和2年7月まで

(敬称略)

区分	氏名	所属	備考
学識経験	岩崎 邦彦	静岡県立大学経営情報学部 教授	委員長
産業(生産)	青山 吉和	静岡市農業協同組合 代表理事組合長	
	柴田 篤郎	清水農業協同組合 代表理事組合長	
産業(流通)	岩崎 正樹	静岡茶商工業協同組合 理事長	
生活文化	片平 眞理子	日本茶インストラクター協会静岡市支部	
	中村 充	公益財団法人世界緑茶協会 専務理事	
都市交流	森田 みか	特定非営利活動法人仕事人倶楽部	
	築地 伸幸	公益財団法人するが企画観光局 専務理事	
市民	鈴木 貴子	公募委員	
	柴田 孝之	公募委員	

静岡市お茶のまちづくり推進協議会

任期:平成30年8月から令和2年7月まで

(敬称略)

区分	氏名	所属	備考
産 業	折山 雄貴	静岡市農業協同組合	
	高橋 一彰	静岡市農業協同組合 青壮年部	
	志田 真貴子	清水農業協同組合	
	杉山 貢大	清水農業協同組合 若手茶業部会	
	山田 英貴	静岡茶商工業協同組合	
	牧田 充哉	清水茶のれん会	
	赤堀 弘英	静岡商工会議所	
生活文化	奥山 真弓	日本茶インストラクター協会静岡市支部	
	馬場 豊秀	清水菓子組合	
	杉本 静夫	静岡市菓子組合	
	大石 哲也	公益財団法人世界緑茶協会	
都市交流	木村 精治	有限会社都市環境デザイン研究所	会長
	繁田 和美	しげたかずみデザイン事務所	
	大塚 郁美	静岡市ホテル旅館協同組合	
	渡辺 琢久	公益財団法人するが企画観光局	



静岡市茶どころ日本一計画推進会議（令和元年度）

（敬称略）

区分	氏名	職名
会 長	美濃部 雄人	副市長
副会長	草分 與志	農林水産統括監
委 員	豊後 知里	総務局長
委 員	海野 剛幹	危機管理統括監
委 員	前田 誠彦	企画局長
委 員	吉井 博昭	公共資産統括監
委 員	川崎 豊	財政局長
委 員	深澤 俊昭	市民局長
委 員	石野 弘康	葵区長
委 員	高津 祐志	駿河区長
委 員	大川 寿之	清水区長
委 員	大石 貴生	観光交流文化局長
委 員	櫻井 晴英	環境局長
委 員	羽根田 信人	保健福祉長寿局長
委 員	加藤 正嗣	健康長寿統括監
委 員	安本 一憲	子ども未来局長
委 員	池田 文信	経済局長
委 員	山本 高匡	海洋文化都市統括監
委 員	宮原 晃樹	都市局長
委 員	松本 隆	建設局長
委 員	渡辺 久訓	会計管理者
委 員	村田 吉伸	消防局長
委 員	森下 靖	上下水道局長
委 員	遠藤 正方	教育局長
委 員	望月 敬剛	教育統括監
委 員	天野 浩明	選挙管理委員会事務局長
委 員	糠谷 幹雄	人事委員会事務局長
委 員	森井 聡	監査委員事務局長
委 員	白鳥 博己	農業委員会事務局長
委 員	安陪 浩子	議会事務局長

計画見直しの検討経過

生産者アンケート
(H31.1-2月実施)

茶業団体ヒアリング
(H30.12-H31.2月実施)

茶業関係者意見交換会
(H31.2-R1.6月実施)

静岡市茶業の現状、茶業全体を取り巻く環境変化の把握・整理

意見聴取

静岡市お茶のまちづくり推進協議会

第1回 令和元年 7 月 9 日 (骨子案に対する意見聴取)

第2回 令和元年12月 2 日 (計画案に対する意見聴取)

協議

静岡市茶どころ日本一委員会

第1回 令和元年 7月17日(骨子案に対する協議) ※諮問

第2回 令和元年12月12日(計画案に対する協議) ※答申

パブリックコメントの実施(R2.1-R2.2月実施)

庁内調整等

第2次静岡市茶どころ日本一計画の策定
(令和2年3月)

計画づくりを通して（関係者意見交換会参加者からの意見）

計画の策定にあたり、意見交換会に参加していただいた市民の方から、計画策定を通じ感じた思いやご意見をいただきました。

（敬称略）

大島 敏正（お茶の学校卒業生）

静岡市お茶の学校の卒業生として、静岡市茶どころ日本一計画の見直しの意見交換会に参加できたことは、大変有意義でした。特に、茶どころ静岡市のイメージを高めることや情報発信の仕方に関し、皆で討論して、一定の結論を出せたことに意見交換会のリーダー、市のスタッフ並びに参加した皆様に感謝申し上げます。

岡村 伸子（お茶の学校卒業生）

若い方たちの新しい柔軟な発想を取り入れていくことは大切と感じました。大学のゼミやサークルなどで「お茶」をテーマに採用してもらって、お茶に親しんで本当の良さを知ってもらうきっかけにもなればと思います。「急須と茶葉」にそんなにこだわる必要もないと思います。

黒川 耕平（お茶の学校卒業生）

今回茶どころ日本一計画策定意見交換会に参加して、学生から社会人まで幅広い年齢の方々と様々なテーマについて議論し、非常に有意義な時間でした。私もいくつか発言させていただきましたが、他の方々の素晴らしい意見を聞いて、どの案も本当に興味深く、もっと一つ一つの案を細かく聞いてみたいと思いました。今回出たたくさんのアイディアから1つでも多く実現できたらと思いますし、またこのような意見交換会を定期的を開催していけば、もっと今まで誰も思いつかなかった良い意見が出るのではないかと思います。また、お茶のイベント等があれば積極的に参加していきたいです。

柿宇土 勇太（静岡県立大学）

若者の代表として参加させていただき、他の参加者の方々が私の意見を受け入れてくださりとてもありがたかったです。また、お茶の知識がほとんど無かったので、お茶の専門家の方々と意見交換することができたことや静岡市のお茶の未来に携われたことは貴重な経験になりました。この計画の実施により静岡市の茶業界のみならず市全体が盛り上がればいいなと思っております。

関係例規等

静岡市めざせ茶どころ日本一条例

平成20年12月12日

条例第160号

静岡市では、「養生の仙薬」といわれるお茶が鎌倉時代から栽培されてきた。市域の至る所に産地があり、静岡のお茶として全国的に有名な緑茶が生産されている。静岡市は、全国有数のお茶の集散地であり、茶業は、本市にとって重要な産業となっている。また、お茶に関する文化や伝統は、私たちの生活に深く浸透し、お茶は、私たちが豊かで健康的な生活を送る上で欠かせないものとなっている。

しかしながら、近年、生活様式や流通の変化により茶業の収益性及び集散地としての機能が低下し、静岡のお茶を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっている。

私たちは、先人たちが築き上げてきたお茶の伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に引き継ぐため、この危機的な状況に立ち向かわなければならない。そのためには、市、市民及び茶業者その他の事業者等が互いに連携し、静岡のお茶により、だれもが心いやされ、交流の輪を広げられるように、静岡のお茶の魅力を高めていくための施策を総合的かつ計画的に推進していかなければならない。

そこで、私たちは、静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念並びに茶業者、市民及び市の役割を明らかにするとともに、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 静岡のお茶 静岡市内において生産され、加工され、又は流通するお茶をいう。
- (2) 茶業 静岡のお茶の生産、加工又は流通に関する事業をいう。
- (3) 茶業者 茶業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念は、次に定めるところとする。

- (1) 静岡のお茶は、その伝統及び文化が尊重されるとともに、新たな価値及び需要が創造されることにより、常にその魅力が高められなければならない。
- (2) 茶業は、地域社会の活性化に貢献する持続的な産業として育成されなければならない。
- (3) 市内の茶産地の環境は、安全かつ良質なお茶を将来にわたり安定的に供給することができるように保全されなければならない。
- (4) 静岡のお茶に関する情報を広く発信するとともに、日本一の茶どころにふさわしいまちづくりを行うことによって、静岡のお茶を中心とした交流が促進されなければならない。

(茶業者の役割)

- 第4条 茶業者は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 茶業者は、基本理念に基づき、市が実施する静岡のお茶に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
 - 3 茶業者は、市、市民、茶業者以外の事業者、団体等との連携を図り、静岡のお茶に関する伝統及び文化の普及並びに新たな価値及び需要の創出に努めるものとする。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、静岡のお茶の伝統及び文化に関する理解を深め、静岡のお茶により、健康で潤いのある暮らしを築くよう努めるものとする。

(市の役割)

- 第6条 市は、基本理念に基づき、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための施策(以下「茶どころ日本一施策」という。)を実施しなければならない。
- 2 市は、茶どころ日本一施策の実施に当たっては、市民及び茶業者その他の事業者、団体等(以下「茶業者等」という。)の意見を聴くとともに、国及び静岡県の施策との密接な連携を図らなければならない。

(静岡市茶どころ日本一計画)

- 第7条 市長は、茶どころ日本一施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画との整合性を図りながら静岡市茶どころ日本一計画(以下「茶どころ日本一計画」という。)を策定しなければならない。

(静岡市茶どころ日本一計画)

- 第7条 市長は、茶どころ日本一施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画との整合性を図りながら静岡市茶どころ日本一計画(以下「茶どころ日本一計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 茶どころ日本一計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 茶業の健全な経営の確立のための施策に関すること。
 - (2) 茶業の後継者の育成のための施策に関すること。
 - (3) 茶産地の環境の保全、水源のかん養その他日本一の茶どころにふさわしい自然環境の保全のための施策に関すること。
 - (4) 安全かつ良質なお茶の安定的な供給のための施策に関すること。
 - (5) 市民の暮らしの中で静岡のお茶を活用するための施策に関すること。
 - (6) 茶葉の新しい利用方法の考案のための施策に関すること。
 - (7) 日本一の茶どころにふさわしいまち並みづくりに関すること。
 - (8) 静岡のお茶に関する情報の発信に関すること。
 - (9) 前各号までに掲げるもののほか、茶どころ日本一施策の推進に関すること。

- 3 市長は、茶どころ日本一計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、次条に規定する静岡市茶どころ日本一委員会に諮問するとともに、市民及び茶業者等の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、茶どころ日本一計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、市議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(静岡市茶どころ日本一委員会)

- 第8条 茶どころ日本一施策を円滑に推進するため、静岡市茶どころ日本一委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、茶どころ日本一施策の推進に関し必要な事項について調査審議するものとする。
 - 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(お茶の日)

- 第9条 静岡のお茶に親しみ、静岡のお茶の伝統、文化、産業等について理解を深め、その魅力を国内外へ発信するため、お茶の日を設ける。
- 2 お茶の日は、委員会の意見を聴いて市長が定めるものとする。
 - 3 市は、お茶の日の普及啓発に努めるものとする。

(行政上の措置)

- 第10条 市は、茶どころ日本一計画に基づき、市の施設及び市の主催する行事、学校教育その他の市の行う諸活動において静岡のお茶を活用するために必要な行政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第11条 市長は、茶どころ日本一計画を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市議会への報告等)

- 第12条 市長は、毎年度、茶どころ日本一施策の実施の状況について市議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(委任)

- 第13条 この条例に定めがあるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。

静岡市茶どころ日本一委員会規則

平成21年3月31日

規則第52号

(設置)

第1条 この規則は、静岡市めざせ茶どころ日本一条例(平成20年静岡市条例第160号)第8条第1項に規定する静岡市茶どころ日本一委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)学識経験のある者

(2)市民

(3)茶業を営む者

(4)茶業関係団体を代表する者

(5)茶文化を振興する団体を代表する者

(6)前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済局農林水産部農業政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月8日規則第51号)

この規則は、平成23年6月5日から施行する。

附 則(平成24年3月15日規則第12号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

静岡市めざせ茶どころ日本一条例 第9条第2項に基づくお茶の日の制定について

静岡市めざせ茶どころ日本一条例第9条第2項の規定に基づき、お茶の日を次のとおり定める。
お茶の日は、11月1日とする。

用語解説



あ 行

SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の唯一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず、先進国も取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、本市も積極的に取り組んでいます。

お茶ツーリズム

お茶農家や茶商の皆さんがお茶づくりに取り組む現場を訪れ、お茶の技術や伝統、文化、味わいなどの体験を通じて、本場のお茶や人との交流を楽しむ体験型の小旅行のことです。



か 行

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

GAP

Good Agricultural Practiceの略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

交流人口

その地域を訪れる人々のこと。その地域に住んでいる人(定住人口又は居住人口)に対する概念。





さ 行

サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

SWOT分析

Strengths(強み)、Weaknesses(弱み)、Opportunity(機会)、Threat(脅威)の4つのセクションから、内部環境や外部環境について分析を行い、方向性や改善策を洗い出し、戦略へとつなげる手法。

「戦略」

「戦略」(strategy)の語意は辞書によると「長期的・全体的展望に立った闘争の準備・計画・運用の方法。戦略の具体的遂行である戦術とは区分される」(大辞林)とあります。



た 行

中心的経営体

将来にわたって地域の農地利用を効率的・安定的に担う農業者が位置付けられるものであり、認定農業者などを指します。

DMO

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的なアプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人。



な 行

日EU・EPA

2018年に締結された日本と欧州連合間における、貿易や投資など経済活動の自由化による連携強化を目的とする経済連携協定。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のことです。



は 行

HACCP

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。



ま 行

マーケットイン

企業が生産・販売活動をする際に、消費者のニーズを満たす製品であることを最優先する考え方。





第2次 静岡市茶どころ日本一計画

発行 静岡市（令和2年3月策定）

編集 静岡市経済局農林水産部農業政策課

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

TEL：054-354-2089

FAX：054-354-2482

Eメール：nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp

